

## 公益財団法人久留米市体育協会の管理する施設の先行予約について(年間調整含む)

### 1. 先行(年間)予約施設名

- ①久留米市荘島体育館アリーナ
- ②久留米市西部地区体育館アリーナ
- ③久留米市西田体育館
- ④久留米市桜花台体育館
- ⑤久留米市桜花台運動施設(野球場・ソフトボール場)
- ⑥久留米市西田テニスコート

※④、⑤については、環境部が施設を管理しているため、先行予約については難しい。

### 2. 先行予約基準

- ①大会・教室等の事業を行う上で、参加者等に事前に(2カ月以上前)広報する必要がある事業
- ②主催及び共催が久留米市体育協会加盟競技団体である事業

### 3. 先行予約を行う上での注意事項

①安易な先行予約は行わないでください。キャンセル等を頻繁に行った場合には、他の利用者からの苦情が発生いたします。

また、利用料金は還付いたしません。

②先行予約した事業の正式申請は、利用日の1か月前までに行ってください。

③先行予約するような事業は、大規模な大会・教室が想定されますので、現場の職員との事前 打ち合わせを利用日の2週間前までには行ってください。

④上記施設は、地区施設として位置づけられていますので先行予約は、原則として校区の事業を優先いたします。

### 4. 取りまとめた後の作業について(年間調整の場合)

年間調整の取りまとめ後に、重複した案件が発生した場合には関係加盟競技団体の皆様と当協会の職員で調整の会議を行います。その会議には、必ず内容が分かる方(権限がある方)が出席してください。出席がない場合には、棄権と見なします。